

【非常災害対策計画書】

【マニュアル】

合同会社 夢の根
放課後等デイサービス 夢の葉

第1章 総則

1 目的

この計画は「放課後等デイサービス 夢の葉」における防災対策について必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保し、防災のための体制整備や被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

2 立地環境

本施設は、海に近い。風水害、地震、津波だけでなく、火災が発生した場合も指定の避難場所へ避難する。災害発生時においては迅速かつ適切な行動がとれるよう、日ごろから職員一人ひとりが防災意識を高めることによって災害に備えるものとする。

3 災害時の避難場所

	避難場所	所在地	電話番号
災害第一避難場所	ゆめのね保育園	〒870-0263 大分市横田46番地の4	097-511-6724
災害第二避難場所	放課後等デイサービス 夢の葉	〒870-0263 大分市横田46番地の4	097-511-6642
津波・地震 第一避難場所	ゆめのね保育園・夢の葉	〒870-0263 大分市横田46番地の4	097-511-6724

4 災害に関する情報入手方法・避難準備情報

発表された防災気象情報は、ラジオ、インターネット、広報車、防災メール等を通じて情報を入手します。

5 避難方法

① 自立歩行が可能な方の場合

・職員が利用者に声かけと旗を持ち目と耳でわかるように一度施設の外に誘導し、点呼して、人数を確かめてから全員で避難場所に移動する。

② 手引きが必要な方の場合

・職員が利用者に声かけをしながら手引きをして一度施設の外に誘導し、点呼して人数を確かめてから全員で避難場所に手引きをしながら移動する。

6 避難開始時期

避難準備情報が発令されたら、家族との連絡、非常用持ち出し品の用意、避難準備を開始し、避難勧告が発令されたら、すぐさま緊急避難場所へ避難行動を開始する。

第2章 平常時の対策

Ⅰ 体制の整備

① 役割分担

災害が起きた場合に備え、防災（防火）責任者の下に副責任者・通報連絡係・避難誘導係・消火係・非常持ち出し係・救護係・警戒係を定め、役割分担表（＊１）を作成し、変更があれば更新する。

＊１ 役割分担表

役割	担当者
防災（防火）責任者	堀 里香
副責任者	立川 祥子
通報連絡係	池田 大輔
避難誘導係	和間 ありさ
消火係	立川 祥子
非常持ち出し係	池田 大輔
救護係	和間 ありさ
警戒係	池田 大輔

② 連絡体制

災害時に従業員に連絡が速やかに行えるよう、緊急連絡網（＊職員名簿参照）を作成する。（職員名簿は毎月更新）

また、関係機関へ連絡を速やかに実施するため、防災関係機関等緊急先一覧表（＊２）を作成し、変更があれば更新する。

＊２ 防災関係機関等緊急先一覧表

情報	機関	機関名	電話番号
行政情報	消防	大在東消防署 大在出張所	097-592-1909
	警察	大在交番	097-592-0110
	市	大分市障害福祉課	097-537-5658
	県	大分県障害福祉課	097-506-2723
ライフライン	電気	九州電力株式会社 大分支社	097-536-4130
	ガス	有限会社安部武利商店 プロパン部	0120-224-300
	水道	上下水道局上下水道部営業課	097-538-2416
	電話	大分ケーブルテレコム株式会社	097-542-1121
救護関係	協力医療機関	谷村胃腸科・小児科医院	097-524-3533
日常取引			

③ 消防計画の届出と防災設備等の整備点検

消防法に基づく消防計画について所轄の消防署へ届出を行う。また、消防組織編成表（*3）を基に、消防用設備等の自主点検を行う。

*3消防組織編成表

種別	実施区分	実施者
自主点検	消火器	立川 祥子
	スプリンクラー設備	該当なし
	移動式粉末消火器	該当なし
	自動火災報知機設備	堀 里香 池田 大輔
	非常放送	
	避難器具	
	誘導等	
	消防機関へ通報する火災報知器	
自主検査	建物（構造等）	施設管理者
	防火・避難施設	施設管理者
	火器設備器具	各火元責任者
	電気設備	各火元責任者
	危険物施設	該当なし

2 利用者情報等

避難時にすぐに持ち出すことができるように、利用者の緊急連絡票を入所時に保護者に記入してもらい、ファイルを作成しておく。

また、そのファイルは複数の場所に保管しておき、災害時に持ち出して避難するものとする。

3 防災設備等の確認等

① 情報の管理

利用者の情報等のデータは、毎日バックアップし、災害からの損壊・損失を防ぐ。

② 備蓄物資・災害時の必需品

非常時に備え、飲料水、利用者等の特性に応じた非常用食糧、衛生用品、医薬品等を備蓄するとともに、備蓄品リストを作成し、半年に1回点検する。

4 防災訓練等

① 防災訓練・防災教育

災害が起こった時に迅速に行動するために、防災計画やマニュアルに基づき防災訓練を年に1回実施し、職員に防災・災害時に命を守る行動がとれるように基礎知識等の研修を行う。

② 防災計画の見直し

防災訓練を実施した結果や防災教育等で培った知識・情報等を踏まえ、随時、施設の防災計画の見直しを行う。

第3章 火災時避難確保計画

1 火災発生時の対応

- ① 大声で周囲に知らせると共に非常ベルのボタンをおす。
- ② 現場に急行する際は、消火器等を携行する。
- ③ 消防通報装置の作動や119番通報する。

2 初期消火

消火器を使って初期消火を行う。ただし、消火できないと判断したときは、火災となっている部屋の扉を閉めて避難する。

3 避難誘導等

① 方法

ア 施設内の設備等を使って火災の発生を知らせ避難誘導を行う。

イ 災害第一か第二のどちらかに避難場所を決定し火元から近い人を優先し避難を開始する。

ウ 一度施設の駐車場にて利用者、職員の点呼を行い、全員室内から避難できたかを確認し、避難場所に移動する。

② 避難状況等の確認

ア 避難場所に着いたら、避難完了者、負傷者等の確認する。

イ 消防へ「出火場所」、「避難状況」、「逃げ遅れた利用者」等の情報を提供する。

③ 負傷者の手当・病院への搬送

利用者がケガ等をしていないか、体調を崩していないか確認し、応急処置等を行う。病院受診等が必要と思われる者については、病院への搬送を行う。

④ 家族等への連絡・引継ぎ

被害予想に基づき、施設復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として家族への引継ぎについて検討する。

第4章 風水害時（大雨・台風等）・洪水時避難確保計画

1 風水害・洪水時への対応

① 事前の準備

ア 鉢植え、ポスト等、転倒すると危険なものは予め倒したり、撤去する。

イ 出入り口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護する。

ウ 浸水の恐れがある建物は、必要に応じて土嚢や止水板を設置する。

エ テレビ、ラジオ、インターネットなどで気象庁が発表する大雨や洪水（河川の氾濫）台風に関する気象情報を収集する。

2 警戒体制等の確立

- ① あらかじめ定めた組織編制に従って体制を確保する。
- ② 救護活動や備蓄してある物資の点検を行い、避難の準備を行う。
- ③ 施設周辺を見回り、水かさの増加の前兆現象がないか注意する。雨風が激しい段階では職員の安全に配慮し、見回りは控える。

3 避難

① 避難の決定

責任者は、施設の状態、施設周辺の状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難を決定する。

② 避難の実施

予め定められた避難場所・避難経路の中から最も安全な場所・経路を決定し避難を開始する。避難を開始したら、再び施設には絶対に戻らない。

③ 避難状況等の確認

避難場所に着いたら、避難完了者、負傷者等の人数を確認する。

④ 負傷者の手当・病院への搬送

利用者がケガ等をしていないか、体調を崩していないか確認し、応急処置等を行う。病院等の受診が必要と思われる者については、病院への搬送を行う。

⑤ 家族等への連絡・引継ぎ

被害予想に基づき、施設復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として家族への引継ぎについて検討する。

⑥ 施設の再開

施設や施設周辺の安全性を確認し、早期再開を目指す。

第5章 地震・津波避難確保計画

1 地震発生時の対応

- ① 揺れがおさまるまでは、身の安全の確保に努める。できそうな場合は、窓・玄関などの戸を開け、出口の確保をする。
- ② 揺れがおさまったら、利用者が安全に避難できるように窓や戸を開け、出口を確保するなど速やかに行動をとる。
- ③ 火元の点検やガスの元栓を閉めるなど出火防止の為の措置をとる。
- ④ 建物や設備の損害状況を確認し、危険箇所等があれば立ち入らないように指示する。

2 利用者・職員の安否確認

責任者は、その所在を職員に明らかにし、利用者・職員の点呼をし安否確認を行いながら、利用者等の体調の確認を行う。

3 体制の確保等

- ① ラジオ・テレビ・インターネット等から正確な情報を入手する。
- ② 責任者は、あらかじめ定めた組織編制に従って、体制を確保する。
- ③ 救護活動や備蓄してある物資の点検を行い、準備を行う。

4 避難

① 避難決定

責任者は、施設の状態、施設周辺の状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難を決定する。

② 避難の実施

予め定められた避難場所・避難経路の中から最も安全な場所・経路を決定し避難を開始する。避難を開始したら、再び施設には絶対に戻らない。

③ 避難状況等の確認

避難場所に着いたら、避難完了者、負傷者等の人数を確認する。

④ 負傷者の手当・病院への搬送

利用者がケガ等をしていないか、体調を崩していないか確認し、応急処置等を行う。病院等の受診が必要と思われる者については、病院への搬送を行う。

⑤ 家族等への連絡・引継ぎ

被害予想に基づき、施設復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として家族への引継ぎについて検討する。

⑥ 施設の再開

施設や施設周辺の安全性を確認し、早期再開を目指す。

第6章 土砂災害避難確保計画

1 土砂災害の情報収集

気象情報（天気予報・注意報・警報・雨雲の予測・台風情報）

雨量、水位（雨量情報・河川水位情報）

土砂災害の危険度に関する情報（土砂災害警戒情報・土砂災害補足情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報）

避難に関する情報（避難準備・高齢者避難開始・避難勧告・避難指示）

上記の情報をインターネットやラジオで収集する。

2 土砂災害発生時の対応

施設内の避難は、土砂災害が発生した場所や激しい降雨などで屋外へ出ることが危険な場合は、リスク回避として、施設内での避難とする。

ただし、施設内避難は原則として構造的に強固である場所とし、崖側から離れた場所であり、なるべく上階で避難する。

3 利用者・職員の安否確認

責任者はその所在を職員に明らかにし、利用者・職員の点呼をし、安否確認を行いながら利用者の体調の確認を行う。

4 避難の決定

責任者は、施設の状態、施設周辺の状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難を決定する。避難場所が決定したら、最も安全な経路を決定し、避難を開始する。

避難場所についたら、避難完了者の人数を点呼する。

その場合、負傷者がいた場合にはケガの手当や応急処置、病院への搬送を行う。

5 家族等への連絡・引き渡し

被害予想に基づき、施設復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家族への引き継ぎについて検討する。緊急連絡先ファイルをもとに家族へ連絡し、引き渡しを行う。

6 施設の再開

施設や施設周辺の安全性を確認し、早期再開を目指す

